

審査基準整理票

処分名	毒物劇物販売業の登録		
根拠法令名	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)	(条項) 第 4 条第 1 項	
基準法令名	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)	(条項) 第 5 条	
	毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 4 号)	(条項) 第 4 条の 4 第 2 項 において準用する同条第 1 項第 2 号から第 4 号まで	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	14 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[毒物劇物販売業の登録基準]</p> <p>毒物劇物販売業の登録に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定及び次に掲げる基準のとおりとする。</p> <p>なお、当該法令及び通知は、担当課において備え置く。</p> <p>1 店舗とは、事務室及び貯蔵設備(貯蔵タンクを含む)をいう。</p> <p>2 毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業(以下「伝票販売業」という。)にあつては、毒物又は劇物を貯蔵、陳列する場所は要しない。ただし、伝票販売業にあつては、店舗に、毒物又は劇物を販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。サンプルについても、同様とする。</p> <p>3 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>(1) 毒物又は劇物を貯蔵、陳列する場所は、その他の物を貯蔵、陳列する場所と明確に区分された毒物又は劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のあること。</p> <p>(2) 貯蔵、陳列等する場所については、危害防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">(昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号通知)</p> <p>(3) 薬局等が兼営事業として行う場合の貯蔵設備は次のとおりとする。</p> <p>ア 薬局：調剤室以外の店舗内に設置すること。</p> <p>イ 医薬品販売業：店舗内に設置すること。</p>			

参 考

[根拠法令]

毒物及び劇物取締法

(営業の登録)

第 4 条 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項 の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第 3 項、第 7 条第 3 項、第 10 条第 1 項及び第 21 条第 1 項において同じ。）が行う。

2～4 略

[基準法令]

毒物及び劇物取締法

(登録基準)

第 5 条 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第 19 条第 2 項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して 2 年を経過していないものであるときは、第 4 条の登録をしてはならない。

毒物及び劇物取締法施行規則

(製造所等の設備)

第 4 条の 4 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
 - ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- 二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
 - ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。